

滋自紛第2号野洲市議会議員資格決定処分に対する審査申立事件

審査申立人 北村五十鈴

処分庁 野洲市議会

弁 明 書

平成30年8月8日

滋賀県自治紛争処理委員

代表自治紛争処理委員 北村 和生 様

処分庁 野洲市議会

議長 矢野 隆行

記

第1 審査申立ての趣旨に対する弁明

本件審査申立てを棄却する。
との裁決を求める。

第2 審査申立ての理由に対する弁明

審査申立ての理由①から③までは、いずれも争う。その詳細は、後記第4の
とおりである。

第3 処分の内容及び理由

1 処分の内容

地方自治法第127条により平成30年6月28日付けで野洲市議会が行っ
た審査申立人が野洲市議会議員の被選挙権を有しないとした決定

2 処分の理由

野洲市議会が平成30年6月28日に議決した資格決定書に記載の理由のと
おりである（別紙1）。

第4 審査申立ての理由に対する反論

- 1 居住実態がないとする市民から提出された文書が野洲市議会の矢野議長による虚偽の告発文書であり、かつ、当該文書は無効であるとする主張について
 - (1) 審査申立人は、野洲市議会による本件処分が、野洲市民4名による連署文書が平成30年2月1日に野洲市議会矢野議長宛に郵送されたのが契機であるが、この告発文書は矢野議長による自作自演のものであり、虚偽の内容であるとともに、違法に作成されたもので当該文書は無効であるから、それを契機とされた本件処分も違法である旨主張している。
 - (2) 野洲市議会矢野議長宛に野洲市民4名の連署による平成30年2月1日付けの文書が郵送され、同文書に審査申立人が野洲市内に生活実態がなく議員資格がない疑いがあるので確認のうえ厳正な対応をお願いする旨の内容が記載されていたことは認める。ただし、同文書はその後1人の署名人から撤回したい旨の申出が野洲市議会にあったが、他の3人からの撤回の申出は無かった。
 - (3) 本件文書の郵送に先立ち、当該市民からどのような形式で作成し、どのように提出したらいいのかといった問い合わせが矢野議長にあったため、当該文書に作成すべき内容や提出方法について指導した事実はある。ただし、虚偽の事実を記載するよう指導した事実はなく、文書の作成の指導についても議員としての通常の活動に属するものであるから違法無効となるものでないことは明らかである。
 - (4) なお、本件文書が契機となったことは認めるものの、審査申立人の被選挙権の有無については平成30年2月20日及び同月27日の両日にわたって野洲市議会の全員協議会でその扱いを協議し、審査申立人からもその居住実態についての説明を受けた上で、橋俊明議員から上記3名の文書作成者からの事情聴取を踏まえた上で、審査申立人の被選挙権の有無について調査の必要があるとして、同年3月22日開催の平成30年第1回野洲市議会定例会

に資格決定要求書が提出・発案され、これを受けて資格審査特別委員会が設置されたものであり（資格決定書の理由・第1・1に記載のとおり）、その手続きに何らの瑕疵はない。

- (5) 更に付言すると、本件文書については、矢野議長による自作自演のもので、虚偽の内容のものであるという審査申立人と同様の趣旨で、野洲市民から、「野洲市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく政治倫理審査会の設置及び委員の選出」の審査請求がされ、野洲市議会において政治倫理審査会の設置の可否について審査された。その審査の際、本件文書の作成名義人2名から直接本件文書の作成経過について説明を受けているが、その結果、本件文書はいずれも作成名義人の本意によるものであって、「本件文書が矢野議長による自作自演のもので内容虚偽の文書」という申立事実自体が認められないことが明らかになったので、平成30年7月18日付けで却下されている。

2 資格審査対象期間の中で示された証拠書類の証拠能力が不十分であるとの主張について

- (1) 審査申立人の主張は分かりにくいところがあるが、その言わんとするところは、審査申立人の議員資格を調査するとしても、審査申立人が議員に就任した平成29年11月1日から告発文書が提出された平成30年2月1日までの期間の生活実態についてのみ調査すべきであったのに、任期前の生活実態をも調査・考慮しているのは違法あるいは不当としているようである。
- (2) しかし、地方自治法第127条による「被選挙権を有しない者」とは、被選挙権を有することが議員になるための要件であるとともに議員の資格を維持するための要件であるから、議員の就任（選挙）当初から引き続き現在まで被選挙権を有していない者、議員就任後に被選挙権を失い現在これを有していない事実がある者及び現在は被選挙権を有しているが就任当時またはその後において被選挙権を有していない者はいずれも「被選挙権を有しない者」

に該当するのである（前掲資格決定書の理由第4・1のとおり。なお、学陽書房「逐条地方自治法（第9次改訂版）松本秀明著478ページ参照）。

したがって、審査申立人の被選挙権の有無の判断は、平成29年10月22日執行の野洲市議会議員一般選挙に当選した者として議員資格を有しているとされるのであるから、公職選挙法第9条第2項により、当該選挙の告示前3か月の間引き続いて野洲市内に住所を有する者でなければならず、当選後においても、引き続き同市内に継続して住所を有する者でなければならぬから、その間の被選挙権の有無について判断することは当然であり、この点についての審査申立人の主張は誤りである。

なお、前記期間について審査申立人に被選挙権があるか否かを判断するにあたり、その判断に必要な限り、当該期間以前の審査申立人の生活状況・移転経緯を調査することは当然であり、調査が前記期間の事実に限られるものではない。

3 資格審査特別委員会の開催回数、内容、調査の公平性等に異議があり、結論も推測の域を超えないとの主張について

- (1) 審査申立人は、野洲市議会の資格審査特別委員会の開催回数が6回と少なく、その期間も3か月と短期間で調査を終えており、不十分である旨主張している。
- (2) なるほど、資格審査特別委員会の開催回数は6回であり、その期間も第1回委員会が平成30年3月22日で、調査報告書を野洲市議会に提出したのは同年6月20日であったことは間違いない。ただし、資格審査特別委員会としては十分な調査と検討に基づき野洲市議会に結論及び理由を報告するに十分な段階に至ったとして報告したもので、委員会の回数や期間のみで調査が不十分であったといえないことは自明のことである。なお、資格審査特別委員会では前記6回の委員会のほかにも、5回にわたって委員協議を行って検討をしていたことを指摘しておく。

- (3) 審査申立人は、審査申立人の自宅である西河原マンションの現場視察をしていないこと、審査申立人の居住実態を明らかにする野洲市内の住人や、店舗・団体から提出された証拠資料を十分検討していないこと、資格審査特別委員会において審査申立人の弁明の機会が一度も与えられなかったこと、さらには、下着の数を質問するなど不適當な質問をしたことを不当と主張している。
- (4) しかし、資格審査特別委員会が西河原マンションの現地調査をしなかったのは事実であるが、それは審査申立人が平成30年2月に居住実態が問題となって以降は当該マンションに常時いるようにしていたとの証言があり、水光熱費の調査結果によっても同月以降は日常生活を同所でしていたと認められたので、あえて、審査申立人が同日以降に西河原マンションに居住していることを確認するためだけに現地調査する必要を認めなかったからである。
- (5) 審査申立人から資格審査特別委員会に提出された住民や店舗等からの報告書についても十分に検討しているが、これら報告書は資格決定の理由第4・4・(8)に記載しているとおおり、抽象的・概括的なもので具体性に欠け、報告事実の対象時期等も明らかでなかったから、これらを生活の本拠の認定の根拠となる資料としての価値は乏しいと判断したものである。
- (6) 審査申立人が資格審査特別委員会において弁明の機会が与えられなかったとの主張についても、そもそも橋俊明議員から、同年3月22日開催の平成30年第1回野洲市議会定例会に資格決定要求書が提出・発案された際にも審査申立人には弁明の機会が与えられたが、この機会に弁明することはなかったし、資格審査特別委員会が第4回委員会において実施した審査申立人に対する証人調べの際にも、最後に自由陳述の機会を与えて、審査申立人の弁明ないしは生活の本拠に関する主張ができるようにしており、審査申立人の上記主張は失当である。
- (7) 審査申立人は、平成29年7月ころに〇〇〇〇手術を受けたが、そのころ

は野洲市菖蒲にある友人宅で世話になっており、同所で寝食をともにしていたので、そのために西河原マンションの水道光熱費が少なかった旨主張しているが、資格審査特別委員会での証言内容とは異なっており、野洲市議会による本件処分がされてからのいわば後出しの主張であり、その信用性は乏しいといわざるをえない。すなわち、証人調べの際には、平成29年7月19日ころに1週間くらい入院して不在となったことはあるが、その他は継続して西河原マンションに起臥していたこと、公務やボランティア活動が忙しくて西河原マンションには寝て起きるだけの生活がほとんどであった旨を証言していた（資格決定書の理由第4・4参照）ものである。

- 4 以上のとおり、審査申立人の審査申立事由はいずれも理由がないものであり、すみやかに棄却されるべきである。

以上